

千葉県個人情報保護法施行条例検討部会における意見により方向性を変更した事項

方向性を変更した事項	事務局案	変更後	意見
開示手数料 (答申案2(1)ア)	開示請求に係る手数料を無料とした上で、行政文書の写しの作成及び送付等に要する費用のみ徴収する。 (現行の運用を維持)	開示請求に係る手数料は無料とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 89 条第 2 項において、「開示請求をするものは、…実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」と定めていることから、「開示請求に係る手数料」は、開示請求の段階で申請手数料として一律の額を徴収することを前提として規定されたものと解される。 ・一方で、手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮をしなければならないとされていることから、手数料を無料とすることも、必ずしも法の趣旨に反するものではない。 ・したがって、手数料は一律の額(国の例によれば 300 円)とするか、又は無料とすることが法改正の趣旨にかなうと考えるのが妥当である。 ・本市においてはこれまで、保有個人情報の本人開示請求は、法令等により特別の利益の付与を求める性質のものではないという考え等から、申請に係る手数料は徴収していないことから、手数料は無料とする方が、本市におけるこれまでの運用とより親和性が高い。 ・したがって、「開示請求に係る手数料」は無料とすることが望ましい。

			<ul style="list-style-type: none"> ・なお、「開示請求に係る手数料」を無料としたうえで、これとは別に写しの作成・交付に係る費用等の負担を求めることは、法第 89 条第 2 項が「実費の範囲内において」手数料を定めることとしている趣旨に沿わないように解される。 ・ただし、法解釈を一元的に担う個人情報保護委員会作成の Q & A において、「手数料を無料とすることも妨げられない」とした上で、「コピー代や記録媒体の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能」示されていることを付言する。
<p>利用目的等の公表 (答申案 2 (2) イ)</p>	<p>本人の数が 1,000 人未満の個人情報ファイルを利用する個人情報取扱事務は、現行の個人情報取扱事務目録の内容を変更して現行の取扱いを維持することとする。</p>	<p>本人の数が 1,000 人未満の個人情報ファイルを利用する個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務目録を引き続き作成・公表することも、保有個人情報の適切な管理のために有効な方法であると認められる。</p> <p>個人情報取扱事務目録の作成・公表については、今後の改正法の施行状況と事務負担を考慮したうえで、将来的な見直しも含め、引き続き検討することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報ファイル簿の作成・公表に加えて、法律上義務付けられていない個人情報取扱事務目録の作成・公表を引き続き行うことによる事務所管課の事務負担の増が懸念されるところである。 ・今後の改正法の施行状況と事務負担を考慮したうえで、将来的な見直しも含め、引き続き検討することが望ましい。
<p>開示請求等の手続 (決定期限) (答申案 2 (2) エ)</p>	<p>開示の決定期限は開示請求があった日から <u>14 日以内</u>とし、延長については改正法の規定のとおり <u>30 日以内</u></p>	<p>法の規定どおり開示の決定期限は開示請求があった日から <u>30 日以内</u>、延長は <u>30 日以内</u>の計 <u>60 日以内</u>とす</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・決定期限を 14 日以内とした場合、延長期間を含めた開示決定等を行う期間が現行の 60 日以内から 44 日以内に短縮されることとなる。

	<p><u>内の計 44 日以内とする。</u></p>	<p>る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示決定等の検討を行うことができる期間が 16 日間短縮されることで、事務繁忙期や同一部署に複数請求がなされた場合、開示・不開示の判断等に時間を要する場合などにおいて、十分な検討がなされないまま決定され、その結果、開示であるべきはずの情報が不開示なることや、不開示の理由に不備があることなど、却って市民に不利益が生じる可能性があることが懸念される。 ・ よって、決定期限等は法の規定のとおりそれぞれ 30 日以内とすることで、実施機関における十分な検討をする時間を確保することが望ましい。
--	------------------------------	-----------	---